

消費税軽減税率対応窓口相談等事業 専門家派遣事業について

消費税率の引き上げ、消費税軽減税率制度の導入や転嫁対策など、小規模事業者等の抱える経営課題の解決を支援する目的により行う事業です。ご相談の内容に応じて、東京都商工会連合会に登録された専門家(中小企業診断士等)を直接事業所に派遣し、経営環境から具体的かつ実践的な支援やアドバイスをして頂くことにより、経営改善を図ります。

専門家派遣事業の特色

- 登録の専門家が直接事業所に訪問し相談に応じます。(秘密厳守)
- 小規模事業者等の方ならどなたでもご利用できます。
- 費用は無料です。(※1事業所で3回までの訪問支援が無料で受けられます)

消費税軽減税率 インボイス制度までのスケジュール

令和元年10月1日～2年9月30日迄

中小事業者の仕入税額計算の特例※簡易課税制度の適用を受けない期間に限ります。

令和元年10月1日～5年9月30日迄

・区分記載請求書等保存方式※3万円未満の少額取引や交付を受けないやむを得ない理由がある時は、制度実施前と同様、必要事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除の要件を満たすこととなります。※交付された請求書等に[軽減税率対象品目である旨]・[税率ごとに区分して合計した税込対価の額]の記載がないときは、これらの項目に限って交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

・中小事業者の売上税額計算の特例※中小事業者とは、基準期間における課税売上高が5千万円以下の事業者をいいます。

令和3年10月1日～5年3月31日迄

・適格請求書発行事業者登録申請(※困難な事がある場合には5年9月30日まで)

令和5年10月1日～

適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入※売手側・買手側の留意点、税額計算の方法、免税事業者の登録手続きを事前に確認する。

令和5年10月1日～8年9月30日迄

・免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置【仕入税額相当額の80%】

令和8年10月1日～11年9月30日迄

・免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置【仕入税額相当額の50%】

お悩みのご相談は、地元の商工会・商工会議所へ

商工会一覧表

| 商工会名 | 〒 | 住所 | 電話番号 |
|---------|----------|-----------------------------|--------------|
| 三鷹 | 181-0013 | 三鷹市下連雀3丁目37-15 | 0422(49)3111 |
| 国分寺市 | 185-0011 | 国分寺市本多2-3-3 | 042(323)1011 |
| 日野市 | 191-0062 | 日野市多摩平7-23-23 | 042(581)3666 |
| 清瀬 | 204-0022 | 清瀬市松山2-6-23 | 042(491)6648 |
| 小平 | 187-0032 | 小平市小川町2-1268 | 042(344)2311 |
| 小金井市 | 184-0013 | 小金井市前原町3-33-25 | 042(381)8765 |
| 西保谷事務所 | 202-0005 | 西東京市住吉町6-1-5 | 042(424)3600 |
| 東京田無事務所 | 188-0012 | 西東京市南町5-6-18商業ビルing3F | 042(461)4573 |
| 狛江市 | 201-0014 | 狛江市東和泉1-3-18 | 03(3489)0178 |
| 大島町 | 100-0101 | 大島町元町1-1-14 | 04992(2)3791 |
| 調布市 | 182-0026 | 調布市小島町2-36-21 | 042(485)2214 |
| 福生市 | 197-0022 | 福生市本町92-5扶桑会館 | 042(551)2927 |
| 東久留米市 | 203-0052 | 東久留米市幸町3-4-12 | 042(471)7577 |
| 東村山市 | 189-0014 | 東村山市本町2-6-5 | 042(394)0511 |
| 国立市 | 186-0003 | 国立市富士見台3-16-4 | 042(575)1000 |
| あきる野市所 | 197-0804 | あきる野市秋川1-8 あきる野ルピア3F | 042(559)4511 |
| 五日市支所 | 190-0164 | あきる野市五日市411 市役所五日市出張所内 | 042(596)2511 |
| 東大和市 | 207-0015 | 東大和市中央3-922-14 | 042(562)1131 |
| 武藏村山市 | 208-0004 | 武藏村山市本町2-5-1 | 042(560)1327 |
| 八丈町 | 100-1401 | 八丈島八丈町大賀郷2551-2 | 04996(2)2121 |
| 稻城市 | 206-0802 | 稻城市東長沼2112-1 稲城市地域振興プラザ2F | 042(377)1696 |
| 羽村市 | 205-0002 | 羽村市栄町2-28-7 | 042(555)6211 |
| 三宅村 | 100-1101 | 三宅島三宅村神着894 | 04994(2)1381 |
| 瑞穂町 | 190-1211 | 西多摩郡瑞穂町石畠1973 | 042(557)3389 |
| 昭島市 | 196-0015 | 昭島市昭和町3-10-2 昭島市勤労商工市民センター内 | 042(543)8186 |
| 新日本所 | 100-0402 | 新島村本村5-1-15 | 04992(5)1167 |
| 式根島支所 | 100-0511 | 新島村式根島255-1 | 04992(7)0312 |
| 神津島村 | 100-0601 | 神津島村1761 | 04992(8)0232 |
| 小笠原村 | 100-2101 | 小笠原村父島字東町商工観光会館(B-しづぶ)2F | 04998(2)2666 |
| 日の出町 | 190-0182 | 西多摩郡日の出町平井3231-1ひでのグリーンプラザ内 | 042(597)0270 |

商工会議所一覧表

| 商工会議所名 | 〒 | 住所 | 電話番号 |
|--------|----------|-----------------------------|--------------|
| 八王子 | 192-0062 | 八王子市大横町11-1 | 042(623)6311 |
| 武蔵野 | 180-0004 | 武蔵野市吉祥寺本町1-10-7 | 0422(22)3631 |
| 青梅 | 198-8585 | 青梅市上町373-1 | 0428(23)0111 |
| 立川 | 190-0012 | 立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル12F | 042(527)2700 |
| むさし府中 | 183-0006 | 府中市緑町3-5-2 | 042(362)6421 |
| 町田 | 194-0013 | 町田市原町3-3-22 | 042(722)5957 |
| 多摩 | 206-0011 | 多摩市閔戸1-1-5 | 042(375)1211 |

相談の
お申込み
お問合せ

東京都商工会連合会
〒196-0033 東京都昭島市東町3-6-1
産業サポートスクエア・TAMA
TEL: 042-500-1140 FAX: 042-500-1421

<https://www.shokokai-tokyo.or.jp/> 東京都商工会連合会 検索

消費税軽減税率対応窓口相談等事業

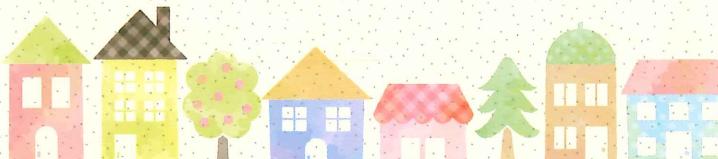
経営の課題に専門家を派遣します



消費税の引上げ、軽減税率制度、
価格転嫁の対応や、経営の見直し等、
ご相談に専門家を無料で派遣します

1事業所で3回までの訪問支援が受けられます

地元の商工会・商工会議所へご相談ください!!



専門家派遣事業支援の流れ

相談者（小規模事業者等）

- 軽減税率制度に関すること
- 「区分経理」に関すること
- 消費増税による経営の見直しに関すること
- 消費増税による資金繰りの改善に関すること
- 価格転嫁・転嫁対策に関すること

商工会・商工会議所

経営相談による課題抽出・確認

専門家派遣事業の申し込み

事業所へ専門家が訪問

経営課題解決に向けた助言・アドバイス

経営改善

軽減税率制度・転嫁対策・消費増税による経営の見直し等 経営課題の解決をご支援します！

消費税軽減税率対応窓口相談等事業 専門家派遣事業は
消費税に関する様々なお悩みを解決するため、
専門家の派遣により事業所を支援いたします。

次のような課題解決を 各分野の専門家が支援いたします。

- 軽減税率制度への対策が不十分で悩んでいる。
- 提供商品の軽減税率対応が進んでいない。
- 軽減税率に係る従業員の顧客や仕入先等の対応で気を付けておくべきことを知りたい。
- 請求書の発行や記帳など「区分経理」の効率化を図りたい。
- 区分記載請求書への対応で悩んでいる。
- 適格請求書等保存方式(インボイス制度)までの準備について教えて欲しい
- 軽減税率対象商品を取り扱っていない事業者や免税事業者の注意点を教えて欲しい。
- 消費税増税による販促対応で悩んでいる。
- 消費税増税で売上が低下しないよう販売力強化を図りたい。
- 新商品や新サービスの提供で集客力を向上させたい。
- 収益性改善のための原価率を改善したい。
- 消費税増税による仕入れや経費の負担増により資金繰りを見直したい。
- 消費税増税を機に将来への事業継続のための経営計画を考えたい。
- 価格転嫁について悩んでいる。
- 転嫁対策について教えて欲しい。

消費税転嫁対策特別措置法について

【目的】

消費税率の引上げに際し、特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正するための特別措置など、所要の法整備を講ずることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とする。

【概要】

- ①消費税の転嫁拒否等の行為のは正に関する特別措置
- ②消費税の転嫁を阻害する表示のは正に関する特別措置
- ③価格の表示に関する特別措置
- ④消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

(出典:公正取引委員会 消費税転嫁対策特別措置法チラシ概要版)

